

四日市市告示第 1 5 2 号

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱（平成 1 5 年四日市市告示第 3 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨励金の交付対象事業)</p> <p>第 4 条 <u>四日市市民間研究所立地奨励金</u> (以下「奨励金」という。)の交付対象事業は、市内において事業者が次の各号の分野における先進的な研究開発を進めるために使用する事業所(以下「<u>研究施設</u>」という。)の<u>新設又は増設を行う事業</u>とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次世代半導体の研究開発に係る事業</u></p>	<p>(奨励措置)</p> <p>第 4 条 <u>市長は立地した企業に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。</u></p> <p>(1) <u>研究施設奨励金</u></p> <p>(2) <u>研究者集積奨励金</u></p> <p>(奨励金の交付対象事業)</p> <p>第 5 条 <u>奨励金の交付対象事業は、市内において事業者が次の各号の分野における先進的な研究開発を進めるための事業とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次世代ディスプレイの研究開発に係る事業</u></p> <p>(3) <u>次世代半導体の研究開発に係る事業</u></p>

(3) 環境浄化分野の製品・技術の研究開発に係る事業

(4) バイオテクノロジー・健康医療の研究開発に係る事業

(5) 新原料への転換に対応する研究開発に係る事業

(6) 航空・宇宙産業の研究開発に係る事業

(7) 次世代自動車の研究開発に係る事業

(8) 次世代ロボットの研究開発に係る事業

(9) 既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究開発に係る事業

(奨励金交付の要件)

第5条 奨励金の交付対象事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 申請の区分に応じた別表に掲げる投下固定資産総額等の要件を満たしていること。

(2) 研究施設は研究開発事業の用のみに供するものであること。

(4) 次世代照明の研究開発に係る事業

(5) バイオテクノロジー・医薬品の研究開発に係る事業

(6) 既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究開発に係る事業

(研究施設奨励金の交付対象事業者)

第6条 研究施設奨励金の交付対象事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 新たに研究組織を設置して行う事業であること。

(2) 研究施設は、新たに設置された研究組織が使用するために市内に新設されたものであり、当該研究開発事業の用のみに供するものであること。

(3) 研究施設のうち償却資産の取得価格の合計が3千万円以上であること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 研究施設について、本市の他の補助金の交付を受けていないこと。

と。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2 前項の規定にかかわらず、すでに研究施設奨励金の交付決定を受けた事業に係る研究施設を増設する場合には、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者を研究施設奨励金の交付対象事業者とすることができる。

(1) 増設に係る研究施設がすでに研究施設奨励金の交付決定を受けた事業（新たに研究組織を設置して行った事業に限る。以下「新設研究施設奨励事業」という。）に係る研究開発事業の用にのみ供するものであること。

(2) 増設に係る研究施設が新設研究施設奨励事業の操業開始日の3年後の日までに操業を開始したものであること。

(3) 増設に係る研究施設のうち償却資産の取得価格の合計が3千万円以上であること。

(4) 増設に係る研究施設に係る事業が公序良俗に反するおそれのないものであること。

(5) 増設に係る研究施設について環境保全及び防災対策に係る適切な措置が講じられていること。

(6) 市税を滞納していないこと。

(研究者集積奨励金の交付対象事業者)

第7条 研究者集積奨励金の交付対象事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 研究者が研究施設奨励金の交付対象となっている事業（以下「研究施設奨励事業」という。）における研究開発に新たに専従する者であること。

(2) 研究者が新設研究施設奨励事業に係る計画認定の日から操業開始日の3年後の日までに、前号の研究開発に専従するため市外の事業所から当該事業所に異動（新規雇用を含む。）し、かつ、市内に住所を有する者であること。

(3) 研究者が前号の異動日（異動後に市内に転入した場合は転入日）から1年を経過した日まで継続して、研究施設奨励事業の研究開発に専従し、かつ、市内に住所を有する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、高度部材イノベーションセンター（以下「研究開発拠点」という。）の研究室において研究開発を行う事業者については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者を研究者集積奨励金の交付対象事業者とすることができる。

(奨励金の額及び補助率)

第 6 条 奨励金の額は、交付対象事業に係る家屋及び償却資産の取得価格の合計額に次表に掲げる割合を乗じた額とし、3 億円を限度とする。

研究施設 (家屋及び償却資産) 取得価格の合計額	奨励割合
2 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円以下の部分	1 0 % (別表に定める申請の区分 2 の事業にあっては、1 5 %)
2 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を超える部分から 2 , 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円以下の部分	5 % (別表に定める申請の区分 2 の事業にあっては、8 %)
2 , 0 0 0 , 0 0 0	1 % (別表に

(1) 研究者が研究開発拠点の研究室における研究開発に新たに従事する者であること。

(2) 研究者が研究開発拠点の研究室に入居した日 (異動後に市内に転入した場合は転入日) から 1 年を経過した日まで継続して、研究開発拠点の研究室における研究開発に主に従事し、かつ、市内に住所を有する者であること。

(奨励金の額及び補助率)

第 8 条 研究施設奨励金の額は、研究施設奨励事業に係る家屋及び償却資産の取得価格の合計額に次表に掲げる割合を乗じた額とし、3 億円を限度とする。

研究施設 (家屋及び償却資産) 取得価格の合計額	奨励割合
2 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円以下の部分	1 0 %
2 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を超える部分から 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円以下の部分	5 %
2 , 0 0 0 , 0 0 0	1 %

0,000円を超える部分	定める申請の 区分2の事業 にあつては、 2%)
--------------	-----------------------------------

2 前項の規定にかかわらず、すでに奨励金の交付決定を受けた事業に係る研究施設を増設する場合の奨励金の額は、すでに奨励金の交付決定を受けた事業に係る研究施設並びに増設に係る研究施設の家屋及び償却資産の取得価格の合計額に前項の表に掲げる割合を乗じた額（3億円を限度とする。）から、すでに交付決定を受けた奨励金の額を減じた額とする。

3 (略)

,000円を超える部分	
-------------	--

2 前項の規定にかかわらず、新設研究施設奨励事業に係る研究施設を増設する場合の研究施設奨励金の額は、新設研究施設奨励事業に係る研究施設並びに増設に係る研究施設の家屋及び償却資産の取得価格の合計額に前項の表に掲げる割合を乗じた額（3億円を限度とする。）から、すでに交付決定を受けた研究施設奨励金の額を減じた額とする。

3 (略)

4 研究者集積奨励金の額は、交付対象となる研究者の増加人数（当該研究者の増加人数が市内における事業所全体の研究者の増加人数を上回る場合は、当該事業所全体の研究者の増加人数）に、研究者一人につき100万円（研究者が派遣社員の場合は50万円）を乗じた額とし、1億円を限度とする。また、当該研究者一人につき、一回限りの交付とする。

5 前項の規定にかかわらず、研究開発拠点の研究室において研究開発を行う場合の研究者集積奨励金の額は、研究者の増加人数（当該研究者の増加人数

(計画認定申請)

第7条 奨励金の交付申請をしようとする事業者(以下「申請者」という。)は、工事着工の日までに、民間研究所立地計画認定申請書(第1号様式。以下「計画認定申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出し、次条に規定する計画認定を受けなければならない。なお、すでに奨励金の交付決定を受けた事業に係る研究施設の増設においては、前段中「工事着工の日」とあるのは「増設に係る工事着工の日」と読み替えるものとする。

(計画認定)

第8条 (略)

が研究室全体の研究者の増加人数を上回る場合は、当該研究室全体の研究者の増加人数)に、研究者1人につき50万円(研究者が派遣社員の場合は25万円)を乗じた額とし、1億円を限度とする。また、当該研究者一人につき、一回限りの交付とする。

(計画認定申請)

第9条 研究施設奨励金の交付申請をしようとする事業者(研究者集積奨励金を交付申請する場合を含む。以下「申請者」という。)は、工事着工の日までに、民間研究所立地計画認定申請書(第1号様式。以下「計画認定申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出し、次条に規定する計画認定を受けなければならない。なお、新設研究施設奨励事業に係る研究施設の増設においては、前段中「工事着工の日」とあるのは「増設に係る工事着工の日」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究開発拠点の研究室において研究開発を行う場合の研究者集積奨励金の交付申請をしようとする事業者は、研究者が研究開発拠点の研究室へ入居する日までに、計画認定申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、次条に規定する計画認定を受けなければならない。

(計画認定)

第10条 (略)

(計画変更申請)

第 9 条 (略)

(計画変更認定)

第 10 条 (略)

(交付申請)

第 11 条 申請者は、交付対象事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内に、民間研究所立地奨励金交付申請書 (第 5 号様式。以下「交付申請書」という。) に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(計画変更申請)

第 11 条 (略)

(計画変更認定)

第 12 条 (略)

(交付申請)

第 13 条 申請者は、研究施設奨励事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内に、民間研究所立地奨励金交付申請書 (第 5 号様式。以下「交付申請書」という。) に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 研究者集積奨励金の交付を受けようとする事業者は、新設研究施設奨励事業における操業開始日から 1 年を経過した日、2 年を経過した日、3 年を経過した日及び 4 年を経過した日 (この項において「基準日」という。) を起算日として 30 日以内に、交付申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、各基準日に初めて交付対象事業の要件を満たす研究者に係る交付申請をすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、研究開発拠点の研究室において研究開発を行う場合の研究者集積奨励金の交付を受けようとする事業者は、研究者が研究開発拠点の研究室に入居した日 (異動後に市内に転入した場合は転入日) から 1 年を経過した日を起算日として 30 日以内に、交付申請書に必要な書類を

(交付決定)

第 12 条 (略)

(奨励金の請求等)

第 13 条 (略)

(奨励金の返還等)

第 14 条 (略)

(取得資産等の処分の制限)

第 15 条 (略)

2 奨励事業者は、奨励金の交付を受けた日の属する年度の終了後3年以内に、取得資産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得資産等の処分」という。)ときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

(書類の整備)

第 16 条 (略)

(調査)

第 17 条 (略)

(補助金の評価)

第 18 条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるもの

添付して市長に提出しなければならない
い。

(交付決定)

第 14 条 (略)

(奨励金の請求等)

第 15 条 (略)

(奨励金の返還等)

第 16 条 (略)

(取得資産等の処分の制限)

第 17 条 (略)

2 奨励事業者は、奨励金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年以内に、取得資産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得資産等の処分」という。)ときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

(書類の整備)

第 18 条 (略)

(調査)

第 19 条 (略)

(事業評価)

第 20 条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正または廃止、その他適切な措置を講じるもの

<p>とする。 (補則) 第<u>19</u>条 (略)</p> <p>附則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、<u>平成32年3月31日</u> (以下「失効日」という。)限り、その 効力を失う。ただし、失効日までに計画 認定を受けた奨励事業については、この 要綱は、なおその効力を有する。</p>	<p>のとする。 (補則) 第<u>21</u>条 (略)</p> <p>附則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、<u>平成27年3月31日</u> (以下「失効日」という。)限り、その 効力を失う。ただし、失効日までに計画 認定を受けた奨励事業については、この 要綱は、なおその効力を有する。</p>
---	--

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第5条関係)

申請の区分	投下固定資産総額等
1 一般分	(1)研究施設のうち償却資産の取得価格の合計が3千万円以上であること
2 拡充分	(1)研究施設のうち償却資産の取得価格の合計が1億円以上であること (2)同一事業所内で研究開発から商用生産までを一貫して行い、国内における拠点事業所として、維持・発展していく具体的な事業計画があること

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

民間研究所立地計画認定申請書

年 月 日

（あて先）

四日市市長

住 所

申請者

印

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業所概要	所在地			
	氏名又は名称			
	代表者			
	資本金又は出資金		円	
	従業員数		人	
	業種及び事業概要			
申請を行う研究施設等の概要	設置の区分	新設	増設（新設 認定番号 - ）	
	申請の区分	一般分	拡充分	
	所在地	四日市市		
	都市計画用途地域			
	名称			
	業種及び事業概要			
	研究施設等取得価格	家屋		円
		償却資産		円
		合計		円
	研究施設等の規模等	家屋	延床面積	m ² （1階 m ² 、その他 m ² ）
		償却資産	添付資料のとおり	
	研究者数	人（うち異動・新規 人）		
	工事期間	工事着工予定日	年 月 日	工事完工予定日 年 月 日
操業開始予定日		年 月 日		

第1号様式（裏面）

〔添付書類〕

企業・事業所の概要書（パンフレット等）

法人登記事項証明書又は住民票の写し

定款又はこれに類するもの（規約）

事業計画書（申請の事業内容（フローチャート等を含む。）設置機器、専門用語の説明、工事工程等がわかるもの）

予算計画書（組織の長が承認したもの）

研究施設等取得価格明細書（上記見積書等の一覧表で申請書表面の金額と合致するもの）

研究施設等の図面

- ・研究施設等の位置図（市内の事業所の場所が特定できるもの）
- ・研究施設等の配置図（事業所内での場所が特定できるもの）
- ・研究施設等の平面図（施設の構造及び設置機器等の配置が特定できるもの）

市税完納証明書

防災保安上及び環境保全上必要な許認可届出を証する書類

その他市長が必要と認める書類

拡充分の計画認定申請を行う場合は、同一事業所内で研究開発から商用生産までを一貫して行い、国内における拠点事業所として、維持・発展していく具体的な事業計画を記載すること

連絡先及び 担当者	所 属		電 話	
	氏 名		F A X	

民間研究所立地計画認定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

印

年 月 日付けで認定申請があった計画につきまして、四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり計画を認定しましたので通知します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
設 置 の 区 分	新設 ・ 増設
申 請 の 区 分	一般分 ・ 拡充分
研究施設の所在地	四日市市
認 定 の 条 件 等	(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) この認定に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。

民間研究所立地計画変更認定申請書

年 月 日

(あて先)

四日市市長

住 所

申請者

印

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり変更申請します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

添付書類

変更事項を証する書類(事業変更計画書、見積書、配置図、平面図等)

民間研究所立地計画変更認定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

印

年 月 日付けで変更申請のあった計画につきまして、四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり変更を認定しましたので通知します。

認定番号	
対象事業名	
研究施設の所在地	四日市市
変更の条件等	(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) この認定に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。

民間研究所立地奨励金交付申請書

年 月 日

(あて先)

四日市市長

住 所

申請者

印

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で認定を受けた計画につきまして、四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付申請します。

認 定 番 号		
対 象 事 業 名		
申 請 の 区 分	一般分 ・ 拡充分	
交 付 申 請 額	円	
研 究 施 設 等 取 得 価 格	家 屋	円
	償 却 資 産	円
	合 計	円
事 業 完 了 日	年 月 日	
操 業 開 始 日	年 月 日	

添付書類： 支払明細書一覧

領収書等支払を証する書類

契約及び発注を証する書類

民間研究所立地奨励金交付決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

印

年 月 日付けで交付申請があった事業について、四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

認定番号		
対象事業名		
申請の区分	一般分 ・ 拡充分	
交付決定額	円	
研究施設等 取得価格	家屋	円
	償却資産	円
	合計	円
認定の条件等	<p>(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱の規定を遵守すること。</p> <p>(2) この奨励金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。</p> <p>(3) この奨励金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。</p>	

請 求 書

年 月 日

(あて先)

四日市市長

住 所

申請者

印

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、奨励金を請求します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
交 付 対 象 研 究 者 数	人
奨 励 金 額	円

振込先

金 融 機 関 名		支 店 名	
口 座 区 分		口 座 番 号	
フリガナ 口 座 名 義			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市企業立地促進条例施行規則第 2 条、第 3 条及び別表の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置から適用し、同日前に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

(商工農水部工業振興課)